

令和7年分の確定申告にかかる

障害者控除対象者認定書について

■ 障害者控除対象者認定書とは

本人または被扶養者が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして町長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

そこで、町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の町民で、次の要件をすべて満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」（以下「認定書」という。）を発行します。

なお、認定書の発行手数料は無料ですが、町から認定書を郵送する際に必要な110円切手を添えて申請してください。

【対象者】

- 次の要件をすべて満たす方
- (1) 上市町に住所がある65歳以上で、要介護認定を受けている方
 - (2) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けていない方
 - (3) 介護保険の認定調査票または主治医意見書で、日常生活自立度の判定が一定基準（次の障害者控除対象者認定の区分）の方

〔障害者控除対象者認定の区分〕

申告の対象となる年の12月31日（基準日）での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」を基に認定します（ただし、対象の方が年の中途で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。）。

○ 障害者控除

身体障害者（3～6級）に準ずるもの	要介護2以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準B1以上の方
知的障害者（軽度・中度）に準ずるもの	要介護2以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準IIa以上の方

○ 特別障害者控除

身体障害者（1、2級）に準ずるもの	要介護4以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準B2以上の方
知的障害者（重度）に準ずるもの	要介護3以上に認定されており、かつ、主治医意見書または認定調査票に記載されている認知症高齢者の日常生活自立度判定基準IIIa以上の方

【申請方法】

障害者控除対象者認定申請書（町ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入の上、福祉課社会福祉班まで持参または郵送してください。

- ・ 認定書は、後日申請者へ郵送しますので、返信用の110円切手を添付してください。
- ・ 申請者は、対象者本人または対象者本人を扶養する親族の方です。
- ・ 記入漏れがないように記入してください。また、本人同意欄も署名または記名押印してください。

【認定書の交付】

介護保険の認定調査票または主治医意見書を確認した結果、対象となる方には「認定書」を、対象とならない方には「障害者控除対象者非該当通知書」を郵送にて通知します（申請から概ね2週間程度の期間を要します。）。

交付された認定書は、障害者控除障害事由の存続期間中は継続して使用できますので、大切に保管してください。ただし、判定区分に変更が生じた場合には再度の申請が必要です。

※ 住所地特例制度の適用を受けて町外の施設に居住している方など上市町に住所をお持ちでない方については、町からは「認定書」の発行ができません。住所地の市町村にお問い合わせください。

※ この認定書は、所得税や町・県民税の障害者控除にのみ適用を受けるものであり、障害者としてのサービスが受けられるものではありません。

※ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方、非課税世帯の方、生活保護を受けている方は、申請の必要はありません。

【問合せ】

窓 口 上市町福祉課 社会福祉班〔上市町保健福祉総合センター（つるぎふれあい館）1階〕

電 話 076-473-9107

F A X 076-473-2388

郵送先 〒930-0393

富山県中新川郡上市町法音寺1番地 上市町福祉課 社会福祉班 宛て